

韓国における登録制度

崔達龍国際特許法律事務所

弁理士・崔 成基



崔達龍国際特許法律事務所は1999年に創立された。日本企業の出願等を専門に扱っているため、ホームページ(www.choipat.com)には韓国知財関連法令の和訳を掲載している。崔成基氏の専門は、電気・電子・機械分野である。

1.概要

特許登録とは、特許に関する権利の発生・変更・消滅・その他の特許権に対する一定の事項を特許庁長の職権や当事者の申請または裁判所等の国家機関の嘱託により特許庁が保管している特許（登録）原簿に記載することをいう。特許等に関する登録は、特許法等が付与する登録の効力以外に行政法上の効力として形式的確定力¹が発生する（実用新案・意匠・商標も同様）。

2.登録事項

登録事項とは特許法・実用新案法・意匠法・商標法上の認められた権利について特許法・実用新案法・意匠法・商標法または特許権等の登録令の規定に基づいて登録原簿に登録をすることを認められた事項をいう。

特許庁長は、特許庁に特許原簿、実用新案原簿、意匠登録原簿、商標原簿を保管し、権利の設定前消滅等を登録する（特許法第85条、実用新案法第20条、デザイン保護法第88条、商標法第80条）。

特許原簿に登録する事項は次のとおりである。

- ①特許権の設定・移転・回復・処分の制限または存続期間の延長
- ②専用（通常）実施（使用）権の設定・保存・移転・変更・消滅または処分の制限
- ③特許権実施（使用）権を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅または処分の制限

¹ 一度登録になると登録内容の真偽に関係なく形式上の効力を持つことを意味する。法律の手続に従って登録を抹消させなければその登録は法的に有効である。

3.登録の効力

①権利の創設的効力

特許権、実用新案権、意匠権および商標権は、設定登録により発生する（特許法第87条、実用新案法第21条、デザイン保護法第90条、商標法第82条）。

設定登録は権利の創設的効力を付与するとみなす。（登録業務便覧第1編第1章第2節、P17）

②権利変動の効力発生

特許権、実用新案権、意匠権、商標権の移転または特許権、実用新案権、意匠権の専用実施権の設定および移転等は、登録しなければその効力が発生しない（特許法第101条第1項、実用新案法第28条、デザイン保護法第98条、商標法第96条）。登録により権利変動の効力が発生するので、登録は権利変動の効力発生要件である（登録業務便覧第1編第1章第2節、P17）。

③対抗力

登録原簿への登録は、所定の事項について、第3者に対して対抗できる効力が発生する。例えば、通常実施（使用）権を登録したときには、その登録後に特許権等を取得した者に対しても、通常実施（使用）権があることを主張できる（登録業務便覧第1編第1章第2節、P18）。

④推定力

登録原簿に登録された内容は、反対の解釈をする他の事由がない限り、真実の権利関係を公示したものと推定される（登録業務便覧第1編第1章第2節、P18）。

4.特許・実用新案・意匠の設定登録と年次登録

(1)新規の設定登録

1-1)特許権の設定登録とは、特許出願に対する審査官の登録決定後に設定登録の要件(特許料の納付等)を満たす場合、登録原簿に該当事項を記載する手続をいう。特許権等は設定登録後、公報に登録が公告され、登録原簿が作成される。また、権利者に特許登録証等（電子登録証または書面登録証を選択）が発行される。

1-2)二以上の請求項または意匠がある出願について、登録決定を受けた者が特許料を支払うときには、請求項または意匠ごとに放棄できる（特許法第215条の2第1項、デザイン保護法第80条第1項）。一部を放棄する場合、出願人は、納付書に放棄事項を記載し、権利を維持する請求項または意匠の設定登録料を納付しなければならない。

複数の出願人がいる特許出願等は、設定登録時の各権利者間の持ち分について協議して登録できる。

1-3)特許料等の設定登録料は登録決定または登録審決の謄本を受けた日から3か月以内（納付期限内）に一括で納付しなければならない（特許料等の徴収規則第8条第5項）。ただし、納付期限が経過した後でも、納付期限日から6か月以内に追加納付できる（特許料等の徴収規則第8条第6項）。追加納付するときには経過期間1か月までは3%、2か月までは6%、3か月までは9%、4か月までは12%、5か月までは15%、6か月までは18%の金額を加算して納付しなければならない。

(2)年次登録

2-1)特許権等は4年次分から、その次の年からの特許料を設定登録日に該当する日を基準として、毎年1年分ずつ支払わなければならない（特許法第79条、実用新案法第16条、デザイン保護法第79条）。

2-2)料金は、前年次の登録日までに納付しなければならない。ただし、納付期限が経過した場合でも、その期間が経過した日から6か月以内に追加納付できる（特許法第81条第1項）。追加納付するときには、一定比率の金額を加算して納付しなければならない（特許料等の徴収規則第8条第6項）。

5.商標権の設定登録と存続期間更新登録

(1)新規設定登録

1-1)商標権の設定登録とは、商標出願に対する審査官の登録決定後に設定登録の要件が満たされる場合、登録原簿に該当事項を記載する手順をいう。

1-2)商標権の設定登録料は、登録決定または登録審決の謄本を受けた日から2か月以内に納付しなければならない（特許料等の徴収規則第8条第7項第1号）。商標登録料の納付期間は請求により30日を超えない範囲で1回延長できる（商標法第74条）。

1-3)商標権の設定登録料は2回に分割して納付できる（商標法第72条第1項）。2回目の登録料は、商標権の設定登録日から5年以内に納付者番号の付与を受けた日の翌日までに納付しなければならない（特許料等の徴収規則第8条第7項第1号後段）。商標登録料を分割納付する場合でも、存続期間は、設定登録日から10年が付与されるが、納付期限内に2回目の登録料を納付しない場合、設定登録日から5年が経過したときに商標権が消滅する（商標法第83条第3項）。

1-4)商標権が設定登録されると、公報に登録が公告され、権利者に商標証が発行される。

(2)存続期間の更新登録

商標権の存続期間は、存続期間の更新登録申請により10年ずつ更新でき、（商標法第83条第2項）、存続期間の更新登録申請をしようとする者（商標権者等）は、商標権の存続期間満了前の1年以内に、存続期間の更新登録申請書を特許庁長に提出しなければならない（商標法第84条）。存続期間の更新登録料の場合も分割納付可能である。

6.電子登録証の発給

(1)特許庁では、既存の書面登録証の代わりとなる電子登録証の発給サービスを施行している。既存の書面登録証は、申請時ごとに最大1部のみ印刷が可能であり、登録証をデータファイルとして受け取れないという限界があったが、このような不便を解消すべく、携帯電話等に保存でき必要時にいつでも出力できる電子登録証へと改善することになった。

(2)電子登録証にQRコードが挿入されており、スマートフォンを介してQRコードをスキャンすると、該当権利の権利者情報、年次登録料の納付有無、権利関係の法的状況等を手軽に常にリアルタイムで確認できる。

(3)電子登録証は設定登録料の納付、権利移転の登録申請、紛失や毀損等の再発給申請、外国語特許（登録）証の発給申請時に、「受領方法」または「申請区分」を「電子文書」に選択して申請できる。

7.特許料の減免制度

(1)特許局長は、特許料・実用新案登録料または意匠登録料を、減免することができる（特許法第83条、特許料等の徴収規則第7条）。減免を受けようとする者は、納付書に減免の事由と、その対象等を記入し、これを証明できる書類を添付して提出しなければならない。

(2)特許料等の減免対象

特許料等の徴収規則第7条第2項各号および第7条第3項各号に該当する場合は、設定登録料または年次登録料について一定部分の減免を受けることができる。例えば、個人が出願人と発明（考案・創作）者を同一で出願した場合には、設定登録料の70%、存続期間までの年次登録料50%の減免を受けられる。

「中小企業基本法」第2条第1項による中小企業の場合には、設定登録料の70%、存続期間までの年次登録料50%の減免を受けられる。

■ソース

- ・特許法
- ・デザイン保護法
- ・商標法
- ・特許料等の徴収規則

韓国語：

<https://www.law.go.kr/LSW/lSc.do?y=0&x=0&p1=&menuId=1&query=>

[%ED%8A%B9%ED%97%88%EB%A3%8C+%EB%93%B1%EC%9D%98+%EC%A7%95%EC%88%98%EA%B7%9C%EC%B9%99&subMenu=1#undefined](#)

日本語翻訳：<https://www.choipat.com/menu31.php?id=110>

・登録業務便覧（2020.11）

https://www.kipo.go.kr/ko/contFileDown.do?path=/upload/ip_info/criterion10_2020.pdf&fileNm=%EB%93%B1%EB%A1%9D%EC%97%85%EB%AC%B4%20%ED%8E%B8%EB%9E%8C.pdf

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）